

新規漁船使用者誓約書

平成 年 月 日

沖縄県知事殿

住 所

フリガナ

氏 名

（名称）

実印

所属漁協等

（正・準組合員）

連絡先

-

-

- 1 漁船登録後、1年以内に相当日数以上行った証明書（水揚仕切帳等）を県に提出します。
- 2 漁船登録後、1年以内に証明書の提出ができない場合は、漁船法第18条の規定に抵触するものと認め、漁船登録を抹消されても意義はありません。また、同法第20条に基づき漁船登録票を返納します。